

第1章 計画の目的と位置付け

第1章 計画の目的と位置付け

1 策定の目的

(1) 策定の背景

府中市住宅マスタープランは、市の住まいづくりに係る施策展開の基本的な方針となる計画です。平成16年3月に「第2次府中市住宅マスタープラン」を策定し、総合的に住まいづくりに係る施策を推進してきました。

この間、国においては、「住宅建設計画法」を廃止する一方で、平成18年に「住生活基本法」を制定しました。また、東京都においても、「東京都住宅基本条例」を改正するとともに、平成24年に「東京都住宅マスタープラン」を改定するなど、これまでの「住宅の量の確保」から生活環境を含めた「住まいの質の向上」に向け、大きく政策転換が図られています。

さらに、少子・高齢化の進行、環境意識や防災意識の高まり、空き家の増加などの住まいを取り巻く社会経済情勢の変化が見られ、市民の住まいをめぐる様々な課題が顕在化しつつあります。

本市では、こうした時代の推移とともに生じた課題や、今後の市の目指す姿を見据えたなかで、平成25年度に「第6次府中市総合計画」の策定を行いました。

(2) 策定の目的

平成25年度の「第2次府中市住宅マスタープラン」の計画期間の終了を踏まえ、「第3次府中市住宅マスタープラン」(以下「本計画」といいます。)は、こうした背景の下、「第6次府中市総合計画」の計画期間と同じく今後8年間を見据え、市の住まいづくりに係る施策の総合的な指針として策定するものです。

策定に向けては、平成25年6月に、有識者や事業者、公募市民からなる「府中市住宅マスタープラン検討協議会」を設置し、様々な意見をいただくとともに、「住まいに関するアンケート調査」や、事業者へのヒアリングを通じ、市民や事業者からのニーズを把握しました。

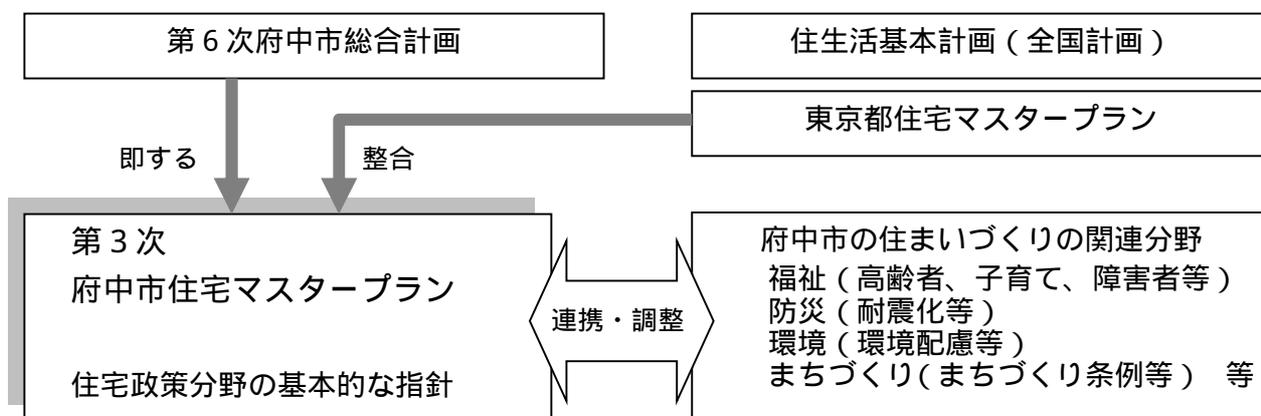
本計画は、「第6次府中市総合計画」や関連する計画との整合性を図るとともに、検討協議会の意見や市民意識、事業者のニーズ等を反映しながら、本市の住まいづくりの基本方針及び施策を示すとともに、計画の実効性を確保するための方策等について明らかにしています。

2 計画の位置付け

本計画は、府中市の市政運営の基本方針である「第6次府中市総合計画」に即し、主に住宅政策に関する分野の指針となる計画です。

平成18年に制定された「住生活基本法」に基づく、「住生活基本計画」(全国計画)及び「東京都住宅マスタープラン」を上位計画として整合を図ります。

また、「住生活基本法」の理念の下に、住宅のみならず、生活の質を上げていくための計画として、福祉や環境、防災、まちづくりなど関連分野との連携や調整を行う際の指針となります。



3 計画期間

平成26年度～平成33年度(8年間)

本計画は、社会経済情勢の変化をはじめ、国や東京都の動向、本市の基本構想や長期計画、関連計画の策定・改定の状況などを踏まえつつ、「第6次府中市総合計画」と同じく、平成33年度(8年後)の府中市の姿を見据えた計画とします。

4 計画の構成

本計画は次のとおり、5つの章から構成しています。今後の本市の住まいづくりの基本理念や目標像を第3章で、住まいづくりの取組の考え方や具体的施策を明らかにする基本方針については、第4章で示しています。

あわせて、本計画の推進に向け、市民・事業者・行政の協働による体制づくりの考え方や、計画の進行管理の考え方などを第5章で示しています。

計画の構成

